

## 東日本大震災自主避難者への支援拡充を求める意見書

3月11日、東日本大震災の発生から6年目を迎えました。

まだまだ十分な復興には時間がかかると思われますが、現地の一日も早い復興と避難をされている全ての皆さんの生活再建が叶うよう心から祈りたいと思います。5年がたった今、私たちはこの大震災を風化させることなく当時の悲惨な現実をしっかりと受け止め、その復興に取り組まなければなりません。

さて、その中で自主的に避難をされている方も含め、全国で178,000人、山梨県にも685人の方が今もなお公営住宅などに住まわれています。

避難されている方々もそれぞれ事情が異なり、小学校、幼稚園、保育園などに通うお子さんをお持ちのご家庭、福島に家があり現地でローンを支払いながら山梨にお住まいの方、ご年配の両親と共に介護をしながら生活をしている方など避難をされている方々からは経済的にも今の住居を出ることは極めて難しいと言っています。特に小さなお子さんにとって5年という歳月は長く、それぞれのご家庭の中で地域に根差したものになっています。

そのような中、平成29年3月末日をもって自主避難者の方が住まわれている住宅の無償提供の終了が明らかとなりました。今まで、国や県は被災者の様々な生活実態を考慮して期間の延長などを行ってきました。また、本年2月3日、福島県より民間賃貸住宅の家賃支援や住宅確保等への取り組み等の更なる支援策が明らかになったところです。しかし、入居にあたっては経済的に子どもの教育環境からも、なんとか現在の住居に住み続けたいとする声が寄せられています。もちろん、地域の自治体が一番身近な相談窓口の拠点として役割を果たす事は当然ですが、国や県に対しても住宅の供与の延長も含め、今後も負担無く居住継続できる次の支援策を求めるものです。

1. 原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸住宅などの無償住宅支援の延長を行うこと。現在の入居者に対して平成28年度末での退去を迫らないこと。
2. 原発事故による被災者が避難を選択する権利を有することを認め、

そのための国の責任を定めた「原発事故子ども・被災者支援法」を遵守し、同法に基づく抜本的・継続的な住宅支援制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日

山梨県上野原市議会

提出先

内閣総理大臣  
復興大臣  
山梨県知事